

滋 病 防 第 23 号  
令和 2 年 (2020 年) 3 月 17 日

各関係機関の長 様  
病害虫防除推進員 様

滋賀県病害虫防除所長

### 防除情報第10号の送付について

このことについて、下記のとおり発表したので送付します。



## 令和元年度防除情報第10号

令和 2 年 (2020 年) 3 月 17 日  
滋 賀 県 病 害 虫 防 除 所

### 果樹カメムシ類の越冬量が多いため、 春先からほ場への飛来に注意しましょう！

病害虫名：果樹カメムシ類（主にチャバネアオカメムシ）

対象作物：果樹（カキ、ナシ、ブドウ、モモ等）

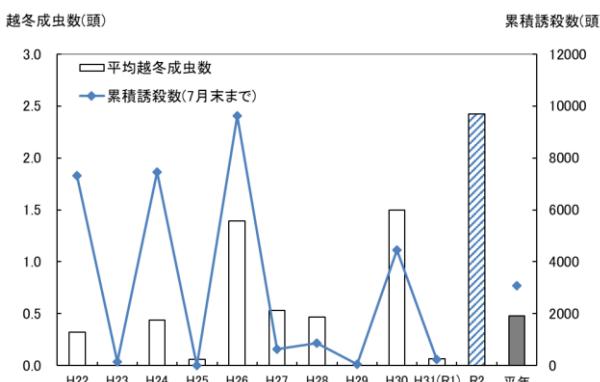
果樹カメムシ類（チャバネアオカメムシ、ツヤアオカメムシ、クサギカメムシ）は、カキ、ナシ、ブドウ、モモ等の果実を吸汁し、落果や奇形果を生じさせます。

チャバネアオカメムシの越冬成虫数を県内 19 地点で調査した結果、過去 10 年間で最も多かったことから（図）、今年 7 月末までの果樹園への飛来量も多くなると予想され、被害が多発する恐れがあります。

向こう 1 か月の気象予報では、気温は平年より高くなることから、越冬成虫が活動を始める時期が早まる可能性があります。春先から果樹園内をよく見回って、幼果の被害を受けないよう飛来状況の把握に努めてください。

#### 防除上注意すべき事項

- (1) 気温が高く、風の弱い夜に飛来する習性があるため、早朝か夕方に防除を行う。
- (2) 局地的に飛来し、集中的に加害する傾向があるため、各園地で見回りを行う。
- (3) 山林隣接園や過去に被害を受けた園では特に注意する。



お問い合わせ先：  
滋賀県農業技術振興センター  
花・果樹研究部  
TEL:077-558-0221 FAX:077-558-3670  
Email:GC58@pref.shiga.lg.jp

図 チャバネアオカメムシ越冬成虫数とフェロモントラップ<sup>®</sup>累積誘殺数との関係

## 農薬を扱うみなさまへ

農薬取締法や滋賀県では、農薬を販売する者・使用者が守らなければならない事項、守っていたい事項を次のように定めています。このことを守り、農薬の適正な流通、安全・適正な使用に努めましょう。

下線部は、農薬取締法・関係法令で定められ、農薬を扱うものが守るべき事項です。

下線部を守らないと、農薬取締法違反で罰せられます。

### 1. 販売に関すること

- ①農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を販売しないこと。
- ②販売禁止農薬を販売しないこと。
- ③農薬の効果等に関して、虚偽の宣伝をして販売しないこと。
- ④無登録の農薬について、農薬登録を受けていると誤認させるような宣伝をしないこと。
- ⑤販売者は、取り扱う全ての農薬について、種類別に仕入数量と譲渡数量（水質汚濁性農薬については譲渡先別譲渡数量）を帳簿に正確に記載し、3年間保存すること。
  - ・農薬の種類ごとに日別に記載し、在庫管理ができる帳簿にしてください。
  - ・コンピューターで管理している場合は、過去の実績をプリントアウトしておいてください。
- ⑥農薬登録がされていない「農薬に該当しない除草剤」は、容器又は包装に農薬として使用できない旨を表示すること。

また、「農薬に該当しない除草剤」の販売者は、販売所ごとに公衆の見やすい場所に、「農薬に該当しない除草剤」を農薬として使用できない旨を表示すること。
- ⑦農薬は他の品目（特に食品）と混在して陳列しないでください。
- ⑧農薬は住居（生活空間）で保管しないでください。
- ⑨農薬はいつも目の届く場所に陳列してください。
- ⑩盗難防止対策をとってください。
- ⑪最終有効年月を過ぎた農薬は販売しないようにしましょう。
- ⑫毒物劇物を販売している方は、毒物および劇物取締法の規定を遵守してください。

### 2. 使用に関すること

- ①農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を使用しないこと。
- ②販売禁止農薬を使用しないこと。
- ③食用農作物等に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守すること。
  - ・ラベルに記載されている農作物のみに当該農薬を使用すること。
  - ・使用量：面積当たりの規定量を超えて農薬散布をしない。
  - ・希釈倍率：規定された希釈倍率の最低限度を下回る希釈倍数での農薬散布をしない。
  - ・使用時期：規定された使用時期以外に農薬散布をしない。
  - ・各有効成分ごとの総使用回数を超えて使用しないこと。

（種苗を用いる場合は、種苗に表示のある有効成分ごとの農薬の使用回数を勘案する必要がある）
  - ・最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないようにしてください。
- ④次に掲げる事項を帳簿に記載するようにしてください。

農薬を使用した年月日・場所・農作物等・農薬の種類又は名称・使用量・希釈倍数
- ⑤ゴルフ場において農薬を使用しようとするときは、農薬使用計画書を農林水産大臣・環境大臣に提出すること。また、計画に変更がある場合も同様に、計画変更届を提出すること。
- ⑥農作物等・人畜・水産動植物に害を及ぼさないようにすること。
- ⑦農作物等および土壤、水質に汚染が生じ、かつ、その汚染が原因となって人畜に被害が生じないようすること。
- ⑧農薬保管・使用にあたっては、飛散・流出・揮散しないようにしてください。
- ⑨農薬は鍵のかかるところで、食品等の他のものと区別して保管してください。
- ⑩毒物劇物を扱う方は、毒物および劇物取締法の規定を遵守してください。